

山梨県保険者協議会設置運営規程

制 定 平成17年7月15日
改 正 平成18年3月27日
平成19年7月17日
平成21年3月19日
平成25年3月11日

(目 的)

第1条 山梨県内の医療保険者が、加入被保険者及びその被扶養者（以下「被保険者等」という。）の生涯にわたる健康の保持増進と保健事業の円滑な運営を図るため、連携協力し、地域の特性に応じた生活習慣病対策をはじめとした保健事業を効率的かつ効果的に実施することを目的として、山梨県保険者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事 業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 医療費の調査・分析・評価に関すること。
- (2) 被保険者等に対する健康教育・指導等保健事業に関すること。
- (3) 保健事業を効率的かつ効果的に実施するための情報交換及び人員、物的等保有資源の相互活用に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項に関すること。

(構 成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる各団体から推薦された委員をもって構成する。

- (1) 健康保険組合を代表する委員 1名
- (2) 全国健康保険協会を代表する委員 1名
- (3) 国民健康保険を代表する委員 2名
- (4) 共済組合を代表する委員 1名
- (5) 後期高齢者医療広域連合を代表する委員 1名
- (6) 県担当部署を代表する委員 1名

2 協議会は、必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会、学識経験者等の助言及び参画を求めることができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長 等)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を掌理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

(専門部会の設置)

第7条 協議会に専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、各団体が推薦する委員をもって構成する。

(費用の負担)

第8条 第2条に掲げる事業実施に要する経費については、補助金及び必要に応じて協議会を構成する保険者が負担する会費をもって充てる。

2 負担金については、協議会を運営していくための費用の運営費を均等割とし、事業活動に使用する事業費を加入者割とし、協議会を構成する保険者から徴収を行う。

3 加入者割については、当該年度の4月末の加入者数をもって按分を行う。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、山梨県国民健康保険団体連合会に置く。

2 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の規程第3条(2)の規定は、平成20年10月1日から適用する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。